

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成29年6月16日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典	
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 惠 子	
5 番	宮 内	保	6 番	磯 本 繁	
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄	
1 0 番	伊 藤	保	1 1 番	島 田 和 雄	
1 2 番	平 野 忠 作		1 3 番	伊 藤 房 代	
1 5 番	向 後 悦 世		1 6 番	景 山 岩三郎	
1 7 番	滑 川 公 英		1 8 番	木 内 欽 市	
1 9 番	佐久間 茂 樹		2 0 番	林	俊 介
2 1 番	高 橋 利 彦		2 2 番	林	正一郎

欠席議員（2名）

9 番	太 田 將 範	14 番	林	七 巳
-----	---------	------	---	-----

説明のため出席した者

市	長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育	長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課	長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水道課副課長	多 田 一 徳
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 木 昭 治	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） おはようございます。

議員番号10番、公明党、伊藤保、平成29年度第2回定例会に質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。議長より許可がありましたので、発言をいたします。

明智市長におかれましては、このたび3期目の出馬決意表明をされました。心より称賛いたします。

今、世界情勢を見ると、ヨーロッパを中心に保護主義が台頭し、政治的に不安定な状況が見られます。日本国は、安倍政権が誕生して政治は安定し、経済や株価など高水準で安定し、世界経済では円が買われ、円高指向が続いており、世界から見ると日本は安定していることの表れではないかと思います。また、先に行われた銚子市の市長選におかれましても、銚子市民が安定した市政を願っての結果だと考えております。旭市民も市政が安定し、旭市のより一層の発展と市民生活の向上、そして安心・安全な生活を望んでいることと思います。

ところが、このたび有田議員によって、「旭市にお住まいの皆様へ」と題した郵便物が配布されました。また「滅びゆく日本の処方箋」と題した本も出版され、導入部から35ページまで旭市と特定した上、内容は事実と全く違うもので、およそ市議会議員にふさわしくない

虚偽の内容であり、いたずらに市民の誤解を招くような内容になっております。

また、戸別配布された郵便物も全くのでたらめであり、郵便物を見た市民の方から本当なのかと聞かれております。一枚のうその郵便物で市民を惑わしており、市民を愚弄するものであります。私も平成18年より市議会議員として微力ながら市政に携わり、市の発展と市民向上のため書かれている議案にも賛成した一人として、幾ら言論の自由が保障されているといっても、現職の市議会議員が書いている以上、看過できない重大な事件であり、旭市議会と市の行政を冒涇し、議会制民主主義を破壊する何ものでもないと言断するものであります。

明智市政の評価を下げようとする印象操作であります。日本国の中にあつて、地方自治の旭市は、昔であれば一つの国であると言えます。一たび国に難事あれば命を賭して正義を通せという言葉がありますが、故郷であるこの旭市を、そして市民を命がけで守らなければならないのは議員の役目であり、もとより覚悟の上でありまして、ましてや虚偽の記載をし、市政と旭市議会及び関係者の名誉を著しく棄損し、平穏な生活を送る善良な市民に悪しき疑いを起こさせ、悪行に落とさんとするものであり、善良な市民を守るため、正義の声を上げる次第です。なぜなら、ナチスドイツの政策にノーと立ち上がり、黙認したユダヤ人、それから悲劇が始まり、ユダヤ人大量虐殺、いわゆるホロコーストの悲劇が起きてしまったのであります。

また、日本には与同罪という言葉がありますが、与同の罪とは保身になり、真実を知りながら声を上げず見過ごす者は共犯であり、同罪であることをいいます。この与同罪をおそれるから、声を上げるのであります。議員諸氏よ、願わくば、勇気を持って正義の旗を掲げ、真実の声を叫ぼうではありませんか。黙り込み、悪を増長させ、市民を苦しめ、我が名の汚名を残すのか、それとも勇気を持って真実を叫び、市民を守るのか、どちらを取るかと申し上げ、質問に入ります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1 項目め、市の事業について。

1 点目、旭市新庁舎建設用地について伺います。

このことについては、昨年12月定例議会で、市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号として出しました。有田議員の本には、用地買収を含め2億5,077万円、正確には2億5,770万円もかけてつくった防災設備を破壊して、その上に新庁舎を建設するのが全く理解困難です。また破壊した防災設備の代替地として、現庁舎の跡地に防災公園の整備が必要とありますが、このことについての違いを伺います。

2点目、飯岡中学校外構工事について、本や郵便物には、あたかも想定外の緊急事態が突発し、工事が中断しているかのような議案の提出理由は全くうそであることが判明しました。この虚偽の見積書による原価を3倍も上回る過大な請求は詐欺に該当するとありますが、この点の違いを伺います。

3点目、飯岡海上連絡道路三川蛇園線道路建設について、昨日も有田議員から質問がありましたけれども、本にはこの地域は過疎化が進んでおり、廃校寸前の小学校を抱え、子どもどころか歩いている人さえほとんど見かけませんとあるが、この点の違いを伺います。

4点目、緊急避難タワーについて、本には建設費合計は1億4,927万円が丸々復興資金から出ました。建設会社に1基造るのにどのぐらいかかるかと問い合わせると1,000万円ぐらいでできるとのことでしたとあるが、この点について、1,000万円ぐらいでできるのか伺います。

5点目、袋公園駐車場用地買収について、本では地権者所有の旧通帳の存在を知らながら、新規通帳への振り込み実行は市の協力なしではできません。これは明らかに詐欺・横領事件であるだけでなく、市の共犯が疑われますと書いてありますが、ご本人が市役所まで来てもらっていると伺っておりますが、この違いを伺います。

2項目め、入学準備金について伺います。

この3月31日付で、文部科学省より平成29年度要保護児童・生徒援助費補助金についての通達がありました。新入学児童・生徒学用品等の予算単価等の一部見直しが行われると同時に、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、国庫補助対象にできるように改正され、要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正が行われました。旭市では要保護児童、市単独事業となる準要保護児童が対象となると思います。

1点目に、要保護児童・準要保護児童について、要保護児童・準要保護児童の違いについて伺います。

2点目、中学、高校の制服について伺います。中学校入学時の制服について、現在は各中学の入学時の制服に幾らするのか、また近隣の高校の制服について幾らかかるのか伺います。

3項目め、1点、ヘルプカード・ヘルプマークについて質問いたします。

先月、東京都が導入しているヘルプマーク・ヘルプカードを予算委員会で質問しているところをテレビ中継で拝見しました。また新聞にも掲載されて、新聞を見て自閉症のお子さんを育てるお母さんから、このようなヘルプカードがあれば迷子のときに安心なんです、旭

市にはないのですかと連絡がありました。そこで、ヘルプカード・ヘルプマークについて、
どういふものか内容を伺います。

なお、再質問は自席で行いますので、分かりやすく答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

ただいま伊藤保議員から1番の事業内容について5項目の質問がございました。これらについては全ての項目を過去の議会等で数回にわたり回答、説明させていただいているところでございます。しかし、当該議員にはご理解が得られなかったのか、書籍に書かれている数値や内容が市当局で回答、説明したものと大きく違いがあるところでございます。また個人の考えや推測により市からの説明内容と全く異なる記述の掲載も見受けられているところでございます。

それでは、個別のご質問について、順を追って回答させていただきます。

まず初めに、私からは（1）新庁舎建設用地について回答させていただきます。

一つ目として、防災施設を破壊してとのことでございますが、旭文化の杜公園は、防災機能を持つ公園として整備を行ったものでございます。日常は一般の公園利用に供し、有事の際は広場等を利用して防災機能、避難ゾーンやヘリポート等の空間として整備したものでございます。防災施設としては、防災倉庫やマンホールトイレの設備がありますが、それらの施設は変更後も取り崩しや移転の必要がなく、そのまま防災施設として残るものでございます。

二つ目として、現庁舎跡地に防災公園の整備が必要になるとのことでございますが、ただいまご説明したとおり、旭文化の杜公園の防災設備の破壊は予定しておらず、また新たに防災公園の整備が必要になるわけではございません。現庁舎跡地の公園整備は都市公園法第16条に基づき、旭文化の杜公園の減少する面積を補うため、代替公園として設けるものであり、防災公園の整備を行うものではございません。

なお、現庁舎敷地には、主に芝生広場等必要最小限の公園整備を行う予定でございます。

続いて、（4）津波避難タワーについてでございますが、津波避難タワーが1,000万円ぐらいで建設できるのかというご質問にお答えいたします。

市で建設した津波避難タワーは、津波や漂流物の衝撃を減らすための工夫や階段やスロープなど2方向からの導線など、専用の構造となっており、津波に対して十分に耐えられる津波避難用構造物として設計しております。市では4基のタワーを建設しており、その建設費は3,000万円から4,600万円であります。この金額は、千葉県の積算基準に基づき設計額を算出した後、一般競争入札を行い、契約した金額であり、正当なものでございます。

また近隣市においても、津波避難タワーを建設しており、同じ100人が避難できる匝瑳市のタワーの建設費は6,300万円ほど、大網白里市のタワーは7,800万円ほどであり、地盤、構造、建設時期の違いはあるものの、到底1,000万円で建設できるものではないかと考えています。旭市のタワーの建設費は近隣市と比較して決して高額なものではなく、むしろ安価なものとなっていることを、本日改めて回答させていただくところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課のほうから答弁させていただきます。

2番目、飯岡中学校外構工事について、ご質問のありました想定外の緊急事態が突発し、工事が中断しているかのような議案の提出理由は全くのうそであることが判明しました。この虚偽の見積書による原価を3倍も上回る過大請求は詐欺に該当するということについての実情ということでお答えさせていただきます。

市は、県の積算基準に基づいた設計額により元請業者と適正な金額で変更契約をしておりますので、過大請求及び詐欺に該当するようなことはございません。また工事が中断しているとのことですが、このような説明をしたことはございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、（3）の飯岡海上連絡道路三川蛇園線について回答いたします。

この地域は過疎化が進んでおり、廃校寸前の小学校を抱え、子どもどころか歩いている人さえいない、ほとんど見かけませんという記述がございました。それにつきまして回答いたします。

通学路の確保として、地元区からも集落内を縦断する生活道路の交通量の緩和や事故防止の観点からも当該道路の整備が望まれておりました。完成後には集落内の交通量が緩和され、危険回避にもつながり、鶴巻小学校や海上中学校へ通学する児童・生徒等の安全が確保され

るものであります。また地域の過疎化や廃校寸前の小学校を抱えているとのことにつきましては、地域住民に対し根拠もないものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢隆） 都市整備課からは、5項目め、袋公園駐車場用地についてご質問の地権者の所有の旧通帳の存在を知りながら、新規通帳への振り込み実行に市が協力したと書いてあるかという点についてお答えさせていただきます。

袋公園の駐車場用地売買に関しましては、契約の経緯について平成26年から平成27年の数回にわたり一般質問がございましたが、契約に当たっては地権者本人に来庁してもらい、契約書に自署していただき、請求書に振り込み先の銀行名や口座番号を記入していただき、振り込みましたと一貫してお答えをしておりしております。地権者が指定した口座へ代金を振り込んでおりますので、旧通帳とか新規通帳とか市は全く承知しないところであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは2項目めの入学準備金について、（1）要保護児童・準要保護児童についてのうち、要保護者について説明します。それと3項目めのヘルプカード・ヘルプマークについて説明します。

それでは、2項目めの（1）の要保護者について説明します。

要保護者とは、生活保護法第6条第2項に規定されています、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいいます。生活保護を受給している母子世帯の場合、一月の最低生活費は、例として小学生と中学生の子を持つ家庭では、生活扶助費と教育扶助費を合わせ19万4,100円となりますが、児童手当や給与収入等は収入としてみなされますので、実際にはそれらを差し引いた額が生活保護費として支給されます。また学校において、学級の全児童が必ず購入する副読本的図書やワークブックなどの正規の教材の購入には、教材費として実費を支給しております。

3項目めのヘルプカード・ヘルプマークについて、（1）内容について説明いたします。

ヘルプマークは、外見では分かりにくい障害のある方や妊娠初期の女性など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために東京都が作成したマークで、このたび2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本工業規

格、J I Sに登録される見込みとなりました。

ヘルプカードは、ヘルプマークが記されたカードで、緊急連絡先や必要な支援内容を記載し、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、2項目め、入学準備金について、（1）要保護児童・準要保護児童についてということで、違いについてお答えします。

本市の就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。具体的には小・中学生のお子さんがある家庭で、経済的な事情でお困りの方に対して、学用品費、学校給食費などを援助する制度でございます。

ご質問の要保護者、準要保護者の違いでございますが、生活保護を受けている方については要保護者として援助しております。準要保護者でございますが、生活保護を受けていないが、それに準ずる程度に困窮している方で、かつ生活保護が停止または廃止になった場合や市民税が非課税または免除された場合等で、生活保護基準額の1.3倍未満の方を準要保護者として認定し、援助しております。

続きまして、（2）中学・高校の制服についてということで、幾らぐらいかかるかということについてお答えをいたします。

市内の中学校へ入学する際の制服でございますが、男子で3万5,500円程度、女子ですと夏服、冬服がございますので6万5,000円程度でございます。

高校生の制服につきましては、市内及び近隣市の高校について調べたところ、男子、女子ともに4万6,000円から5万7,000円程度でございます。

本市の就学援助制度は、義務教育の円滑な実施を目的としており、支給対象者は義務教育の児童・生徒の保護者が対象でございます。つけ加えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次再質問をさせていただきます。

新庁舎の件ですけれども、本には市民に提案して回収したアンケートがインチキであると、このように指摘して、反対意見を述べましたが、全く無視されてしまいましたとありますけ

れども、パブリックコメントを実施した時期はいつか、また内容について伺います。

そもそも4か所の場所が選定され、パブリックコメントを行って、文化の杜公園が一番多かったのも、12月議会で議案として、市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を出し、特別議決である3分の2の議決で場所が承認されました。初めて市役所の位置が決まりましたが、総務常任委員会の4か所の視察では、有田議員も文化の杜を視察して、ここがいいと言っていたことであり、議案に反対することは普通では考えられないのですが、このパブリックコメントを実施した時期はいつか、また内容について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） アンケートがインチキであるといったことについての再質問に回答させていただきます。

アンケートとはパブリックコメントのことと理解して回答したいと思いますが、パブリックコメントでは、建設候補地の長所や短所を比較できる書類等を、順を追って市民の皆様に広く公表しながら実施してきたところでございます。公表は、広報あさひや市ホームページへの掲載、また本庁・支所では紙ベースでの公表も行うことで、誰もが閲覧できる状況で実施いたしました。第1回目は平成26年2月に基本構想について、第2回目は平成26年8月に庁舎建設位置について実施したところでございました。

なお、この結果については、現在もホームページで公表しているところでございます。これらは議会でも幾度となく説明してきたところであり、何をもってインチキなのか全く不明でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 地区懇談会においても市の説明は、建設用地は文化の杜に決まっていますと議論の余地なく、はなから市民に提案したとありますが、議会で場所が承認される前に、地区懇談会でこのような話はあったのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

建設用地については、時間をかけ市民や議会の皆様に公表しながら意見を取りまとめ、場所の決定をしたものでございます。地区懇談会で議論の余地なく、建設用地が文化の杜に決

まっていますと、そのような提案したとのことでございますが、市はそのような提案をした事実はありませんので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 新庁舎を建設するのであれば、文化の杜公園に防災設備を整備するべきではなかったのだとありますが、公園計画時に新庁舎建設計画があったかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

公園用地の供用開始は平成24年4月1日でございます。そして同年9月に新庁舎建設に係る基本指針が完成いたしました。この時点で指針には具体的な建設工事の表示はしてありませんでした。旭文化の杜公園が供用開始された2年後の平成26年3月に策定した旭市新庁舎基本構想で初めて4か所の建設候補地が示され、その中の1か所が旭文化の杜公園でありました。当然として候補地の一つでありますから、この時点でも決まっていたわけではございません。建設候補地からの選定は、比較検討資料を公表しながら、市民や議会と幅広く意見を聞きながら、ようやくたどり着いた伊藤保議員の質問の中にもありましたが、平成28年第4回定例会、28年12月19日において、新庁舎位置についての議決をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これで4回終わりますので、次の質問に移る前にですが、築山公園が都市公園になって、交付金を返さなくて済むことになったわけです。また新しく建設用地を購入することなく、ただで建設用地を取得することが、市民に新たな負担を負わせることがないのであって、現市役所の跡地も公園として整備し、歩道などを整備して第二中学の生徒の通学路としての安全面も図られるわけであります。私は最良の決断だと思います。この中に、議案が通過する同日に議長選挙がありました。反対派の2名は、議長と副議長という役職が欲しいために大派閥、つまり賛成派に回ったと、このように書いてありますけれども、これは議長、副議長に対して無礼である、このように申し上げて、次の質問に入ります。

次に、飯岡中学校外構工事についてでございます。

水替工の工事の必要性について、なぜ当初から見積もりに入れなかったのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 水替工の必要性について、なぜ当初から見積もりに入れなかったのかということでございます。答弁いたします。

設計当初、湧水の可能性も危惧しておりましたが、どの程度の影響が出るのか、予測も難しかったことから、当初の設計にはございません。しかし、入札前に質問がありましたので、水替工が必要になった場合は、現場確認の上、協議すると入札参加者に広く回答しております。また、工事着工後に、当初契約の目的物である雨水貯留槽、排水ポンプ槽、防火水槽、バックネット基礎及び流入ますの施工前に試掘を実施したところ、湧水が確認されました。そのため、当該工事の設置工事が困難となることが判明したため、工事を進める上で水替工が必要と判断し、実施いたしました。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 要するに入札前に協議をして、水が幾ら湧くか分からないということで、これは後で請負業者と相談しながら見積もりを出していただいてやりますよという話であるということ Understanding してよろしいでしょうか。その中で官積算といいますか、県の積算に従って行ったと私は理解しておるわけですが、ご本人もこの文教福祉常任委員会に傍聴人として参加しているわけです。こういうことというのは知っているはずなんですけれども、どういうわけか、これが理解できないのかどうか分かりませんが、こういうふう

に本に書いてあるわけでございます。

次の質問ですけれども、本の中で、増額申請は当初からの作戦だったのでしょうか。これを受け庶務課長が最低価格での入札、増額申請のシナリオをでっち上げたと言われるとあるが、実情はどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 最低価格での入札、増額申請のシナリオをでっち上げたというところの質問でございます。先ほども申し上げましたが、入札前に水替工が必要になった場合は、現場確認の上、協議すると入札参加者に広く回答しておりますので、公正で適正なものであ

ります。また契約変更については、その必要が生じた時点で行うものですが、千葉県県土整備部の土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインでは、契約変更の手続きはその都度遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとするとしております。このことから、飯岡中学校校舎改築外構工事の変更契約は、変更内容が確定してから行ったものであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ですから、恐らく文教福祉常任委員会で、委員の林正一郎議員がこういうふうに言っているんですよ。これは相見積もりでやったということですねという話があります。こういう相見積もりとか、そういう部分が理解できないから、恐らくこういうふうに本に出したんだと思われまけれども、この工事を競争入札、電子入札でしたということだと理解しておりますけれども、財政課を通じて電子入札のほうを行ったと。旭市のほうは請負業者と追加見積もりは同じ業者で行わなければならないということで、この官積算をしながら見積もり94.何%かな、これで行った。当初の見積もりと同じ額で行ったと。ですから、請負業者とそれから次の競争入札というのはできないわけですね。同じ請負業者でやらなければいけないという規定がありますので、そういったことをこの委員会ではきちっと話してないんで理解ができなかったのかなと、こういうふうに思っております。

次の質問ですけれども、市の関係者が猫ばばするような行為は絶対に許されません。これは詐欺または横領に該当するのではないか、このとんでもない過大請求を承知の上で虚偽の理由で議会に提案した庶務課長は議会を軽視しているとあるが、このことについて、軽視しているのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） ただいまの市の関係者が猫ばばするような行為という部分につきまして回答させていただきます。

これまでも説明させていただいておりますが、市は県の積算基準に基づいた適正な設計額により変更契約をしておりますので、市の関係者が猫ばばするような行為や詐欺や横領に該当するような事実はございません。また県の積算基準に基づいた設計額であることから、過大請求ということもございません。

変更契約の手続きにつきましては、県の設計変更ガイドラインにのっとり議会に提案さ

せていただきましたので、虚偽の理由で提案した事実もございません。また、このようなことから、市は議会を軽視しているようなことは決してございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ですから、水替工の入札の関係は分かったと思いますけれども、私はこれをちょっと読んでみて、だいたいこれは官積算で行って九十何%かな、見積もりを同じ見積もりでやったんだなというふうに思いました。ですから、頭の悪い私がすぐ分かるわけですから、理解できるわけですから、有田議員はもっと大学も行っておりますし、これを理解できないというのは考えられないと、このように思います。

3点目に入ります。飯岡海上連絡道路三川蛇園線建設について、この道路計画は25年前に飯岡町と海上町の町議会議員連絡協議会をつくって進めたものと伺っております。海上町側は排水対策として、道路の整備と合わせたものを要望しておりました。これは約50年前から雨水対策の要望があり、平成21年度から実施している事業により、この平成31年度に排水工事が完了する予定となっておりますけれども、飯岡町側は鹿島、小見川、干潟方面の各工業団地への通勤者が多く、特に北側に抜ける道路が必要で、道路整備の要望が多く寄せられておりました。特に鹿島の住金関係に勤める人が道路を利用して、網戸交差点と広原交差点が混雑しておりました。合併後、海上町と飯岡町が一つの町になり、急速に地域間連絡道路の整備が進んでまいりました。また新市建設計画にも盛り込まれております。

そこで、この道路建設が議会で承認された証拠はどこにもありませんと書いてあるが、この点について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議会の承認が得られた証拠はないという質問に対しまして、回答いたします。

新市建設計画におきまして、地域間連絡道路の整備として、海上町道0208号線道路整備事業と道路新設事業国道126号線・海上町道0207号線が主要事業として計画されておりましたが、新市建設計画を実施するに当たりまして、幾つかのルートを再検討し、将来を見据え当該路線を事業実施路線としたものであります。

なお、この経過につきましては、平成27年第3回定例会の建設経済常任委員会で説明も行われております。また平成22年第1回定例会におきまして、市道認定の議決を得ているもの

であります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 亡くなられた嶋田哲純議員が平成18年の第1回3月度定例会において、このことを取り上げて要望をしております。

それから、市長答弁にも当時伊藤市長が言われていた蛇園地域、それから広原地域の排水の問題、これをまず第一に考えて行うというような話がありました。ですから、この道路とそれから排水問題は一体のものとして行うというような話が当時から出ておりましたので、つけ加えさせていただきます。

次に、自分の会派の議員がまさに入り口に持っている塩漬けされた土地を市に買い取らせたといった一挙両得ということが書いてありますが、実際はこれはどうなのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、回答いたします。

塩漬けされた土地を市に買い取らせたといったというようなご質問がございました。回答いたします。

計画の経緯につきましては、合併前、旧飯岡町・海上町の議員さん方による連絡協議会において計画・立案された事業が新市となった時点でも引継がれたものであります。当該事業は平成21年度に調査・設計業務に着手し、平成22年度から社会資本整備総合交付金事業として採択を受け、事業が実施され、現在に至っております。また計画された路線沿線には議会関係者の土地も存在し、市に買い取らせたとの記述がありますが、これらにつきましては、法務局の登記簿を確認していただければ分かることで、事実無根であり、関係者の名誉を傷つけ、市民に対しましても誤解を与えるものであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この三川蛇園線ですけれども、伊藤市長は当時、哲純議員の質問に対して、当初海上は大坂を通過して上に上るような計画でありましたけれども、伊藤市長の答弁では、この哲純議員の答弁に対して、これは蛇園地域また鶴巻小学校の学校関係者から、子どもがここの上を通ると、車の交通量が増えて子どもに対して危ないというような反対意見があり、そしてJRのトンネルを抜けて、それで農道につなげるというふうに回答があった

わけでございますので、まるきりでたためではないということでもあります。この辺のところはよく調べていただければ分かる話でございますので、その辺はよく理解していただきたいと、このように思います。

次に、4点目、緊急避難タワーについてですけれども、本には建設費合計は1億4,927万円丸々復興資金から出ました。建設会社に1基造るのにどのぐらいかかるのか問い合わせると、1,000万円ぐらいでできるとのことですが、その再質問ですけれども、海岸近くに建てられた避難塔にわざわざ避難する人は皆無でしょう。避難道路を整備すれば済む。津波対策としては、せいぜい避難道路を整備すれば済むことであると書いてありますけれども、市としては、どのような考えで建設したかを伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 23年3月に大震災が来まして、再びこういった被害を受けては困るというようなことの中で、避難の問題が最重要な課題でありました。いろいろなところで会議も開きましたし、県の組織の中でもいろいろと話し合いまして、ただ、一つの避難場所だけでは完全とは言えないということで複合の避難施設を造っていかねければと、そんなような話がどこの会議に行っても出ました。まずは避難タワーを国の復興交付金の中でやろうということで4基、当時2基でありますけれども、2基申請をし、その後2基避難タワーを造ったところであります。

そして、またそれと同時に、外階段付きの屋上への避難場所、恐らく全部合計しますと3,000人くらいはその屋上へ避難できると思います。それでも、余裕があると言ったら失礼ですけれども、時間的な余裕がある方はもっと北、もっと高い場所へ避難できる。そのような複合的な避難計画をしなければならないと、県のほうの会議でも、いろいろな地域の専門家会議でもそういったことが叫ばれておりましたので、そういった部分で、まずは避難タワーということで始めた仕事でございますので、今は外階段付きの避難場所あるいはまた道路整備、いろいろとこれからやっていく中で、そういった複合式の避難計画が進められているところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この年に沼津市に行って避難タワー、実際に視察して、実際に上がってみました。階段がきつくて、我々でも半分行くか行かないかでへばってしまいます。とても高齢者には上りきれないと感じました。ですから、市は震災の年に、災害時要支援者台帳

を作成して、一人でも多くの高齢者が逃げ遅れないように、上りやすくループを付けていただいたわけでございますので、無駄なものとは私は思っておりません。ですので、しっかりとこの辺も理解していただきたいと、このように思います。

次に、5点目、袋公園駐車場用地について、本では地権者所有の旧通帳、この部分ですね、再質問で、この件について、地権者から契約などに対して何らかの異議申し立てがあったのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまの伊藤保議員の再質問に対してお答えをいたします。

土地代金の支払い後、契約に関して地権者から市に対して異議等の申し出はございません。以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、本人の指定した口座に確かに振り込んだのは間違いないのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 本人の指定した口座に振り込んだのは間違いないかというご質問です。土地代金の振り込みにつきましては、本人が決めた口座、それを本人に届け出ただきまして、そちらのほうに振り込んでいるということです。本人の指示によってその口座に振り込んでおります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 契約というのは、市の契約は、所有者以外の権利が抹消されなければ土地は取得できない、市は取得できません。また契約もできません。ですので、その時点で、契約時の時点で所有者以外の全ての権利が抹消されていることを確認してこの契約がなされたということを、もう一度伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまのご質問です。契約の時点で仮登記等の権利の抹消がされていたかということを確認したのかということです。

これは契約が、5月15日に契約をしておりますけれども、その時点で仮登記の抹消を確認をした上で契約をしております。間違いございません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 先ほど伊藤保議員の第2回目の再質問の中で平成21年第3回定例議会を平成27年第3回定例議会と間違えて回答しました。正しくは平成21年第3回定例議会です。訂正して、おわび申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 引き続き、伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今までの質問をしましたけれども、これは全くの、はがきや郵便物、それから著書に書いてあるのは全くのたらめである、このように言っておきたいと思います。

次に、入学準備金について再質問をいたします。

要保護児童・準要保護児童の支給額を伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、要保護児童・準要保護児童の支給額はとのご質問についてお答えをいたします。

本市の就学援助の援助対象でございますが、援助の品目でございますが、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費でございます。このほかに新中学1年生の生徒についてはクラブ活動費を援助しております。要保護者の学用品費等については、生活保護費より支給されておりますので、修学旅行費のみが対象で、実費で支給となります。昨年度は年額で小学生2万4,000円程度、中学生4万

3,000円程度でございました。

次に、準要保護者への就学援助でございますが、小学生や中学生、また学年により異なりますが、年額で申し上げますと、小学生で新1年生は7万9,550円、ほかの学年は6万1,310円から6万4,930円です。中学生では新1年生11万60円、ほかの学年は7万8,740円から8万4,840円でございます。小学校及び中学校の新1年生は、新入学児童生徒学用品費等を含んでおりますので、ほかの学年より多い支給額となっております。このほかに修学旅行費や学校健康診断に伴う医療費などは別途実費が支給されております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この準要保護児童の保護者の平均年収というのは、基準があるのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 準要保護児童・生徒の保護者の平均年収の基準はあるかとのご質問についてお答えをいたします。

準要保護者の平均年収の基準については設けてはおりませんが、準要保護の認定基準については、生活保護基準額の1.3倍未満の方とさせていただいております。準要保護者の収入の認定基準の目安でございますが、先ほど社会福祉課長より答弁がありました母子世帯の場合で小学生と中学生の子を持つご家庭で、一月の最低生活費19万4,100円を例にとりますと、その1.3倍で、年額にしますと約300万円程度の収入が認定基準となります。

準要保護者の認定基準につきましては、各ご家庭の控除や年齢構成等で異なりますので、収入はあくまでも目安でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい300万円程度ということでございますけれども、要保護児童と準要保護児童では、だいぶ教材とかそういったので実費を出す機会が多いと思われそうですが、教材費、小・中学校では幾らかかるのか伺います。年間でいいです。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 教材費が小学校、中学校で年額幾らになるかのご質問について

てお答えします。

授業で習得したことを児童・生徒に定着させるためのワーク、それから漢字、計算ドリルなどの教材費などは、各小学校の学年ごとの平均で年額7,000円から9,300円程度でございます。中学校では年額平均1万1,700円から1万7,000円程度となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、2点目、中学、高校の制服について伺います。

ほかに入学準備品に、先ほど金額を言っていただきましたけれども、どのぐらいかかるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、中学校へ入学する際、制服のほかに入学準備金は幾らぐらいかかるかとのことご質問についてお答えをいたします。

市内中学校の入学時に制服のほかに入学準備用品としては、生徒が共通で購入するものにジャージ、体操服、上履き、通学用バッグ、通学用ヘルメットがあり、そのほかにも自転車の購入費などを入れますと合計で約4万8,400円程度の負担があるものと思われます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい中学校に入ると10万円は超えるということです。これは高校に入るときは全く補助がないような気がするんですけれども、次の質問ですけれども、入学時の補助事業、旭市には何があるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 中学校へ入学する際の旭市の補助事業はあるのかというご質問についてお答えします。

市内中学校の入学時の補助でございますが、本市では中学校入学時のご家庭の負担軽減のため、通学用ヘルメットの補助がございます。通学用ヘルメットの補助率は購入費の2分の1で、生徒1人につき1回限り、各中学校を通じて補助しております。通学用ヘルメットは2,500円程度でございますので、1,250円ほどを補助させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 各市町村で違いが多少あるにしても、だいたいそのぐらいのものがあ
りますが、前回、平成21年の2月定例会で質問したときに、匝瑳市は自転車の4キロ以上、
自転車通学に対して自転車購入代ということで1万円を支給しているというお話がありまし
た。市町村で入学時の補助をほかに行っているところはあるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 他の市町村で入学時の補助事業を行っているところはあるかと
いうご質問についてお答えします。

近隣市の入学時の補助の状況ですが、匝瑳市では通学用ヘルメットの購入補助がございま
す。また先ほどお話にありました遠距離通学費の補助として、自転車購入費の補助、それか
ら公共の交通機関を利用する生徒には定期券代を補助しているとのことです。

香取市につきましては、通学用ヘルメットの購入補助と遠距離通学費として公共の交通機
関の定期代等を補助しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 匝瑳市がそのような形でありますけれども、鹿角市というところがあ
りますけれども、鹿角市でも補助をやっております。これは第3子以降の者ということで、
人数はそんなにはないと思うのですけれども、年額1万2,000円、中学校は年額2万4,000円
の補助をいたしております。入学時に対して非常に厳しい状況である家庭に対して、縛りを
つけると言ったらおかしいですけれども、条件をつけて入学の補助をしていただきたいと、
このように思います。4回目ですので、次の質問に移らせていただきます。

次のヘルプマークですけれども、東京都が標準様式を定めたことを契機に、作成する市町
村が全国に広がっているとありましたけれども、現在実施している市町村はどのぐらいなの
か伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） ヘルプカード・ヘルプマークの県内の取り入れている状況です
けれども、千葉県内の自治体の取り組みといたしましては、市川市が平成27年度にストラッ

プ型のヘルプマーク660個を試験的に作成及び配布したほか、松戸市でも今年度1,000個作成する予定となっていると聞いております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 事業主体というのは県だと思えるんですけども、市としての取り組みというのは今後考えているのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 旭市の取り組みということですが、千葉県では今年度ヘルプカード4万枚を作成し、バスや電車で席を譲るなどの配慮を呼びかける啓発用チラシと併せ、保健所や市町村の窓口で配布することとしております。

旭市といたしましても、千葉県の取り組みと歩調を合わせ、広報等を通じて広く市民に周知するとともに、必要な方へヘルプカードの配布を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 障害のお子さんを持っている人、また認知症の方々、かなり増えてきておりますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思います。また告知もしっかりとやっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（佐久間茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤房代 登壇）

○13番（伊藤房代） 議席番号13番、伊藤房代です。平成29年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は3点の質問をさせていただきます。

1点目、学校給食について、2点目、老人クラブについて、3点目、医療費の無料化について質問いたします。

まず、1点目、学校給食について。（1）第3子以降の学校給食費が無料化になりました

が、完全無料化にできないか質問いたします。

現在、群馬県渋川市は、４月から小・中学校の給食費を完全無料化した。市内には小学校が14校、中学校が９校あり、児童・生徒数は5,000人以上に上る。給食費は、これまで小学生は１人当たり年間５万1,400円、中学生は同５万9,000円で、そのうち３割を市が負担、第３子以降は無料になっていたが、今年度から、市が第１子から全額市が負担することにしたとあります。ある父兄は、給食費は月に約１万円ほどかかって大きな負担、無料化は本当に助かると話しているといいます。

我が旭市は給食費は月に幾らかかっているのでしょうか。旭市は市の中で自給自足、米、野菜、肉、果物など旭市で全部用意することができます。学校給食費無料が子育て支援や少子化対策につながるのではないのでしょうか。小・中学校の給食費を完全無料化にすることはできないのでしょうか、質問いたします。

２点目、老人クラブについて。（１）高齢化が進む中、老人クラブを活発にし、強化できないか質問いたします。

高齢化がますます進んでいます。しかし、今年１月、日本老年学会などは、65歳以上の体の状態や知的機能は、10年から20年前に比べ５歳から10歳ほど若返っていると考えられると発表しています。仕事の退職直後はサンデー、毎日がゆっくりした日々を楽しんでいる人も、時間がたつと時間をもてあますようになり、やがて家でじっとして、あまり話もせず、認知が始まると言われています。

そんな時、そんな人に老人クラブを地域で発足させ、お茶を飲みながらおしゃべり会、昔の物語を読み合わせをしたり、学校の通学路の交通安全を手伝ったり、小学生たちに本を読み聞かせたり、体操したり、自分の体を責任持って最後まで頑張るために老人クラブを元気にさせ、皆さんが喜んで出席できるように、各地域でできるところから再発足することができないか質問いたします。

３点目、医療費の無料化について、（１）高校３年生までの医療費を無料化にできないか質問いたします。

現在、中学３年生まで医療費は無料化になっています。東京では私立高校授業料無償化と決定され、12月から実施と聞いています。我が旭市は、私立高校はありません。その分、高校３年生までの子どもたちの医療費の無料化ができないのでしょうか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、1項目め、学校給食について、（1）番、第3子以降の給食費が無料化になりましたが、完全無料化にできないかのご質問についてお答えをいたします。

旭市の学校給食費でございますが、小学生が月4,190円、中学生が月4,720円となっております。本年4月より子育て世代を中心に、多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の一つとして、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進を図ることから、第3子以降の給食費無料化を実施しているところでございます。第3子以降の学校給食費無料化の5月現在の状況でございますが、減免認定者数は206名、減免額は年間おおよそ950万円の見込みでございます。

ご質問の学校給食費の完全無料化となりますと、減免額は年間おおよそ2億3,200万円が見込まれるため、財政への大きな影響が懸念されます。本市における学校給食費の助成措置につきましては、県内及び近隣市町と比較しましても、遜色ない内容となっておりますので、学校給食費の完全無料化につきましては、近隣の動向や今後の推移等を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは2項目めの老人クラブについて、（1）高齢化社会が進む中、老人クラブを活発にし、強化できないかというご質問について回答いたします。

旭市では、現在58クラブ、1,838人の方が会員として活動されています。昨年は3クラブが新設されまして、クラブ数、会員数とも前年より増加しておりますが、経年を比較してみますと、高齢化により役員等の引継ぎができず、解散に至るケースも見られ、減少傾向にあります。

高齢化社会を迎えた中で、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の場として、ご質問のとおり、老人クラブの活動を活発にし、強化を図る必要がありますが、市では現在、老人クラブ連合会を通じて、各単位クラブに交付しております老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金に加え、今年度新たにすこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金を設け、交付いたします。この補助金は、新規設立クラブや会員増加クラブへの助成を主な目的としております。また今年度は勧誘パンフレットを作成し、各単位クラブの会員勧誘や新規クラ

ブの設立促進に活用していく予定であります。

今後、高齢者同士の支え合いや助け合いの地域のコミュニティの一つであります老人クラブはますます重要なものになると思われまます。未加入の高齢者の方が加入したくなるような魅力あるクラブ活動が展開できるよう、市でも積極的に支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目3、医療費の無料化について、高校3年生までの医療費を無料化にできないかというご質問に関しましてお答えいたします。

現在、県の補助制度を受け、本市ではゼロ歳から中学3年生までを対象に、医療費のうち保険診療分の費用の全額または一部を助成しております。しかし、県補助制度の対象は、通院においては小学3年生までとされており、小学4年生から中学3年生までは市単独事業として助成しております。また世帯の負担能力に応じ、市民税所得割課税世帯については、通院1回300円、入院1日300円の負担をしていただいております。これを全て無料としますと、受診拡大が懸念され、財政負担への影響が増大されます。

平成28年度の子ども医療費に係る事業費は2億864万円で、そのうち1億3,337万円が一般財源からの支出となっております。安定した財源の確保に向けて、国へ子ども医療費制度の創設や県には補助対象者の拡充を要望してきております。今後も継続して要望するとともに、近隣市町の状況を把握しながら、慎重に検討してまいりたいと存じます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） それでは、1点目の学校給食について再質問させていただきます。

（1）の第3子以降の給食費が現在無料化になりましたが、完全無料化にできないか、市長にお伺いいたします。

学校給食費無料が、やはり子育て支援や少子化対策につながるのではないのでしょうか。ぜひ小・中学校の給食費を完全無料化にすることはできないのでしょうか、再度質問いたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

給食の完全無料化といいますと、先ほど課長のほうからお話ありましたように、2億円というような多額の資金を要するところでございます。確かに家庭、また少子化対策等効果があるかとは思いますが、そういう事情でありますので、その辺をご理解いただいて、

また、さらには今年度第3子以降スタートしたばかりでありますので、段階的に今後また時間をかけて検討していきたいというふうに思いますので、いましばらくお待ちいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 市長のお考えをお伺いしたいんですけれども、今すぐではなくても、もし予約でも結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、担当課長、教育長のほうからご答弁がありました。私も本当に少子化対策、人口減少対策としては一つの方法ではあるかと思えますけれども、何せ市税の収入、ようやく最近は2、3億円増えてきているところでありまして、そういった税収のバランス、そういったものも考えながら、これから検討を加えていきたい。取りあえず300円の問題は、近いうちといいましょうか、そういった部分では、300円は医療費でありました。今年から第3子給食費を無料化ということで始めましたので、もうしばらく様子を見たいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。旭市は自給自足ができて、全国に誇れる米から肉から果物から何でもありますので、やはり全国のこれは売りにできるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の老人クラブについて、これから高齢化がますます進みます。老人クラブを活発にし、強化できないかについて、やはり一度解散したところをぜひできるところから再発足することができないか、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 老人クラブの育成、組織拡充については、私も議員のときからそれこそライフワークといいましょうか、そういった部分で取り組んでいたところでありまして、いろいろな政策を見ますと、障害者と言ったら失礼ですけれども、そういったものは国、県の補助事業、いっぱいあるわけでありまして、健康者、本当に今まで社会に貢献して、この社会をつくってくれた方々に対して、元気な高齢者の方々に対して、補助事業が少ない

ということは、本当に気にかけていたところでありまして、そういった部分では老人クラブが一番早く団体として、大きな団体でありますので、支援をしていかなければと、そのように考えておりまして、今年組織充実費ということで100万円を予算化したところでありまして、これからも老人クラブの会員の皆さん方の動向、これから新たな組織ができるのかどうか、そういった部分も十分精査し、把握をしながら老人クラブの組織拡充に支援をしていきたい。それが高齢化社会の行政における責任でもあらうと、そんなように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。私も老人クラブ、年が来ましたら先頭で引っ張って、会長になって頑張っていきたい、そんなような思いでおりますので、夢と希望の出る老人クラブをこれからつくっていききたいなというふうに思っておりますので、次の3点目の医療費の無料化について再質問させていただきます。

高校3年生までの医療費を無料化にできないかについて、再度質問いたします。

高校3年生までの子どもたちの医療費の無料化ができませんでしょうか、市長、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 医療費の無料化については、県の市長会、そういった部分でも各市から要望が出ておりまして、県は早く中学3年生までの無料化を実現してほしいというようなこと、県が医療費の補助事業を取り組んでいただければ、その2分の1くらいは県から出るということもありますので、実際、市の財政が軽減されるのかなと思います。現状のままでは先ほどありましたように2億864万円、そのうち1億3,300万円余りが市で負担をされるわけでありまして、そういった部分も考えますと、先ほどもちらっと言いましたけれども、300円の初診料についてそろそろ考えていかなければならないかなと、そんなような思いはありますけれども、これも担当課といろいろな近隣の動向を踏まえながら、検討を加えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひこの3点を検討していただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 磯 本 繁

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員、ご登壇願います。

（6 番 磯本 繁 登壇）

○6 番（磯本 繁） 議席番号6番、磯本繁でございます。平成29年第2回定例会におきまして議長より一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回、私からは3項目の質問をいたします。

1項目として、旭市の古民家の活用についてお尋ねします。

千葉銀行は、千葉県または千葉県の隣接する地域で、古民家を活用した事業に特化した古民家事業支援融資制度の取り扱いを始め、地方部にある古民家は建物や土地の担保価値が低く融資が難しかったが、事業の成長性を評価することで融資を可能にし、各地に残る古民家を有効活用することで、地域経済につなげる狙いであり、融資対象は古民家を活用したビジネスを行う事業者が対象で、築50年以上経過した木造で、観光・歴史資源として価値があると認めた建物を古民家と定義し、旅館、研修施設などへの活用を想定した制度と聞いております。

また、千葉県信用保証協会では、中小企業を対象に運転設備資金として、一般枠と創業枠を用意し、一般枠は8,000万円、創業枠は2,500万円を限定に保証し、運転資金を最長10年、設備資金が22年と長目に設定し、事業の順調な滑り出しを後押しする古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」を6月1日から取り扱うと発表しました。

この制度は、地方創生に向けた市の活性化にもつながると思われそうですし、若者だけではなく老若男女の人口減少にもつながると思われそうですので、この制度の活用と市民の方々にも積極的に情報発信するように、PRに努めていただきたいと思います。市の考えをお聞きいたします。

2項目として、保育の待機児童問題についてお尋ねします。

近年、少子化が進んでいる中、保育のニーズが高まっています。出産のため一時仕事をやめ、産休・育休が終わってから再び就労するために子どもを保育施設に預ける共働き世帯が増えています。保育を実施している施設は、保育所だけでなく、認定こども園の認可を受けている幼稚園もあります。また、保育料は自治体によって異なり、入所申請をしたが入れなかった児童が多いのに、公表された待機児童数が少ない自治体もあると聞いております。そこで、本当の待機児童の定義と数え方をお聞きいたします。また、旭市での待機児童の実

態も併せてお聞きいたします。

3項目として、いじめ防止対策についてお尋ねします。

2015年11月に一部の同級生から「くさや」といじめを受け、いじめられたくない、死にたいなどと書かれた日記が見つかり、茨城県取手市の中学3年生の生徒、当時15歳が自殺しました。教育委員会ではいじめ防止対策推進法が規定する重大事態に該当しないとしたが、それは、いじめの実態が確認できなかったとして、いじめに該当しないと議決したが、後日、配慮に欠けたと判断、遺族に謝罪するという報道がありました。

親御さんには自分の命より大切な我が子です。亡くなられた親御さんだけしかこの苦しみは分かりません。もっと早く気がついてあげればと、この後悔は一生ついて回ります。

大人でさえ産後の鬱、借金問題や過労等の人に言えない、家族にも相談できないなど、一人で悩んだ末に自殺の道を選んでいきます。日本の自殺率は割合の高い20か国でワースト6位、女性は3位、政府白書発表となっています。学校に頼るだけでなく、学校と家庭が一体となっていかなければなりません。

そこで、本市の場合、児童・生徒に対する目配り等を保護者や学校にどのようにお願いしているのか、お聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、2回目以降の質問は、自席にて行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは1項目めの古民家の活用について、

（1）の市の支援について、古民家を活用しました制度のPRについてのご質問でございましたので、それについてお答えいたします。

現在、商工観光課では、古民家の活用の特化した制度はありませんが、中小企業や創業希望者への支援等、地域経済活性化のための各種制度を実施しております。一例を申し上げますと、市内で1年以上事業を営む中小企業者に対する資金の貸付及び利子補給制度がございます。この制度につきましては、古民家の活用を含めた事業についても活用できます。

また、昨年度から創業支援事業としまして、商工観光課にワンストップ窓口を設置し、創業希望者への相談に応じるとともに、商工会と連携しまして創業支援セミナーを開催しております。セミナーの受講者に対しましては、証明書を発行しまして、会社設立時の登録免許税の軽減、創業関連融資の保証枠の拡大などの優遇措置がございます。これらにつきまして

も、古民家を活用した事業を検討する方も利用できると思います。

また、商業者に対しましては、商店街の空き店舗を活用しました事業に改修費や賃借料の2分の1を助成しまして、商店街の活性化を図っております。

今後は、古民家を活用しました事業等の支援策につきまして、調査・研究してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目2、保育の充実について、待機児童問題についてのご質問に関しましてお答えいたします。

厚生労働省では、年間4月と10月、2回に保育所入所待機児童調査を実施しております。

まず、待機児童の定義と数え方ですが、調査日時点において、保育の必要性の認定がされ、保育所や認定こども園等の利用の申し込みがされているが、利用していない者とされております。そこで、旭市の待機児童の実態ですが、平成29年4月1日現在で、市内の公立保育所、私立保育所及び認定こども園の保育機能に関する定員数トータルで1,951人に対しまして、入所児童数は1,813人となっており、入所率93%で、待機児童は発生しておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、3項目め、いじめについて、（1）いじめ防止対策についてということで、本市の場合、児童・生徒に対する目配り等を保護者や学校にどのようにお願いしているかのご質問にお答えをいたします。

市教育委員会では、各小・中学校に対しましては、いじめを見逃すことのないよう、常日ごろよりお願いしているところでございます。市内の各小・中学校のいじめへの取り組みでございますが、全ての学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめは絶対に許されないという姿勢を持ち、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでおります。

各学校では、相談箱の設置、いじめについての児童・生徒へのアンケートや定期的な面談を通して、早期発見や早期対応に努めております。

また、未然防止の一つとして、教職員の定期的な研修などの実施とともに、児童や生徒に対しては、道徳の授業などを中心に人間性豊かな心の育成に努めているところでございます。

ご家庭に対しましては、各学校で保護者へのアンケートや保護者面談等の実施を通して、いじめを見逃すことがないよう、学校と保護者が協力し、児童・生徒への目配りをしている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時 ０分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、磯本繁議員の一般質問を行います。

磯本繁議員。

○６番（磯本 繁） それでは、古民家活用については、大多喜町で古民家の活用を考えるシンポジウムが、観光業者ら500人が参加し、近隣自治体などが集まり、有効活用を考えようと企画したようですが、旭市でも今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、待機児童について再質問いたします。

旭市では待機児童がゼロということですが、千葉市では待機児童対策の一つとして、保育士の境遇改善を挙げています。保育士不足の中、保育士の奪い合いが深刻だそうです。旭市ではどのようにして保育士を確保しているのかお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、旭市の保育士の確保の状況について、民間保育所の場合でお答えいたします。

旭市では、民間保育所の保育士の労働条件を改善し、入所児童の処遇向上のため、市が保育を委託している民間保育所に対しまして、保育士配置改善事業補助金を交付し、保育士の確保と質の向上に努めております。

また、県が最近報道発表いたしました民間保育所等に勤務する保育士に対しまして、給与助成を行う保育士処遇改善事業につきましては、詳細が分かり次第、実施の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。保育士の奪い合いで保育士の質の低下も懸念しなければならないと思いますが、質の低下がないようにお願いしたいと思います。

次に、いじめ防止問題について再質問いたします。

市内小・中学校のいじめについて、どのような状況把握をしているのか、再質問いたします。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 市内小・中学校のいじめに対して、どのような状況把握をしているかとのご質問についてお答えをします。

市教育委員会としましては、毎月、各学校から報告される月例問題行動調査というのがあります。これらにより各校の状況把握に努めております。また市内全ての小・中学校へ毎年実施する学校訪問を通じて、ふだんの児童・生徒の生活の様子などを確認するとともに、各校へは、いじめのない学校生活の確保についてお願いしているところでございます。しかし、いじめは見えにくく、発見することは大変難しいです。大きな問題に発展する前に、小さな芽を見逃さずに積極的に認知しながら指導することが大切となってまいります。今後も各学校等と連携しながら、いじめの状況把握と防止に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。引き続き、児童・生徒のいじめの把握に努めるとともに、日ごろから十分な目配りや気配りをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） 議席番号2番、高橋秀典であります。平成29年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただきましたこと、議長には御礼申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

大きく5点の質問をさせていただきます。

まず、1点目に、住宅用火災警報器についてであります。今月初めの住宅火災におきまして、消防署員、また消防団員の方々の懸命な活動にもかかわらず、中学生の女子を含む3名のとうとい命が失われました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。関係者各位におかれましては、最善を尽くされたものと思いますが、現場の寝室には警報器は設置されていなかったと聞いております。もしも設置されていれば助かった命、とうとい命が救われた可能性もあったのではないかと思います。これを教訓として、市内全戸への設置及び条例適合を強力に推進すべきと考え、質問いたします。

旭市では、消防法及び旭市火災予防条例の改正により、全ての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。この設置状況について、設置率と条例適合率の現状、どうなっているのかお伺いいたします。

また、新築住宅については、設置がこれは徹底されているとは思いますが、条例以前に建築された住宅についての設置率が低いのではないかと思います。現在、どのような方法で設置を推進しているのかお伺いします。

次に、旭市国民保護計画についてお伺いします。

現在、北朝鮮をめぐる情勢が緊迫の度を高めております。また世界各地においてテロが頻発し、不安が広がっている今、旭市において万が一の事態が発生した場合、対応はどうなるのか。国では国民保護計画を策定、旭市でも平成18年度に旭市国民保護計画が策定されておりますが、あまり知られていないのではないかと思います。旭市国民保護計画の目的、概要についてお伺いします。また、国民保護協議会というものが開設されておりますが、この目的と人員構成についてもお伺いします。

次に、定住促進についてお伺いします。

市外からの住宅取得・定住に対し50万円を支給するという現状の定住促進奨励金は、一定の成果を上げていると思います。今後さらに転入者を増やすためには、ほかより進んだ旭市の子育て施策等のPRに加え、旭でのライフスタイル、これを広くPRしていく必要があると思います。基幹産業である農業と豊かな食、安定した気候、そして中央病院と、そうした魅力を定住につなげるための仕組みをさらに強化すべきと考え、質問いたします。

まず、本年度より旭市外から市内へ新規に転入し、農業を行おうとする方を対象に、新規転入農業者支援事業がスタートいたしました。この事業でどのような補助を行うのか伺います。

また、移住を決断するということは、その人にとっては大きな人生の転機であります。家

庭があればなおさらであり、実際に住んでみなければ分からない不安といったものもあると思います。そうした中で、県内で取り組みが増えているお試し移住は、旭市での暮らしを実際に体験して検討、決断していただく上で効果が期待できると考えます。

せんだって視察した旭川市もそうでしたが、全国で本気の取り組みが進んでおります。県内においても、いすみ市が移住を検討する人に最長１週間、住居を無料で提供する体験プログラム、大多喜町では、先ほどもありましたが古民家での暮らし体験、銚子市でも今年から中古住宅をリフォームして無料で１か月の居住体験、こうした県内３市２町で、民間も含めますともっと多くで取り組んでおります。こうしたお試し移住を旭市でも今後検討すべきかと思いますが、ご見解をお伺いします。

次に、企業誘致についてお伺いします。

これまでの企業誘致は、工業団地内への製造業が中心のものとなっていると思います。しかし、これまでの一般質問等でもありましたとおり、空きがなくなってきた現状において、今後は工業団地以外へ企業の支社機能の移転やサテライト事業所などの誘致、そういった部分に施策をシフトしていくべきではないかと思い、質問します。

まず、旭市が行っている誘致企業への優遇措置、これについてどのようなものがあるか、また他団体と比較しての優位性についてお伺いします。

次に、総務省では地方創生の一環として、地方、ふるさとで暮らしながらも、ＩＣＴを活用することで都市部にいるのと同じように働ける環境を実現するふるさとテレワークを推進しております。これにより、新たに働く場を創出することになり、市長の掲げるＩターン、Ｕターンの推進の一助になるのではないかと思います。このふるさとテレワークの事業内容についてお伺いします。

最後、市長のデュッセルドルフ訪問についてお伺いします。

昨日の一般質問でもありましたが、私からは、今回の訪問の成果について、その現場の空気感、また詳細について改めて市長からお伺いしたいと思います。

再質問は自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋秀典議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、デュッセルドルフ訪問について詳しくその訪問の成果ということでお尋ねがありました。そのことについてお答えをしたいと思います。

きのうの一般質問でもお答えをいたしました。去る5月26日から31日まで、デュッセルドルフを訪問いたしました。訪問の成果についてでありますけれども、最初にデュッセルドルフ市長を訪問いたしました。大変友好、好意的な出迎えをいただきまして、そしてまたパートナー都市である千葉県へ卓球チームが行くことはとても喜ばしいと思う、国際卓球連盟やドイツ卓球連合の会長に私から後押しすると、最大限の協力を得ることができました。

またボルシア・デュッセルドルフチームの代表からも、ボルシア・デュッセルドルフと日本との関係は長く、これからも継続させていただきたい。このことは、交流事業で今、日独卓球交流事業、旭市の総合体育館で行っておりまして、それに来たということでありまして、そういった部分をこれからも長く継続していきたい。そして、その中で旭市のおもてなし、そういったものを特に感謝をしているということをしていただきました。今回の誘致活動が成功することを心から願っているというお話もしていただきました。日独交流事業に対する感謝と卓球交流を今後も継続して実施していくことなど、意見交換をしたところであります。

最終日に世界卓球大会の会場において、ドイツ卓球連合の会長及びドイツ代表チームの監督から、日本で事前キャンプを実施するならば旭市で行うと、口頭ではありますが、約束をしていただきました。大変混雑している中、会場内の会長室へ通していただき、大変おもてなしをしていただきました。好意的に本当に好感の持てる会長、そして監督であったような気がいたします。

さらに、偶然ではありますが、世界卓球大会の練習会場で、日本代表チームの総監督からもドイツ連合の会長と代表監督に旭市を勧めていただき、事前キャンプを旭市で実施する際には、練習相手は日本卓球協会が用意するとの応援をいただきました。今回の訪問は、大変成果が上がったと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、住宅用火災警報器についての各戸設置状況についてお答え申し上げます。

平成18年6月1日、消防法改正に伴い、旭市火災予防条例が改正・施行され、住宅用火災警報器の設置が義務づけされました。新築住宅については施行日からの設置、既存住宅については平成20年5月31日までの設置猶予期間を設けました。

平成29年の調査結果につきましては、現在集計中でございます。平成28年の結果となります。平成28年6月1日時点での設置率は74%、条例適合率43%でございます。

旭市火災予防条例では、寝室及び寝室が上階にある場合は、階段の天井部分に設置が必要でございます。設置率とは、旭市火災予防条例で設置が義務づけられている住宅部分のうち、1か所以上設置されている世帯の割合でございます。

また、条例適合率とは、旭市火災予防条例で設置が義務づけられている住宅部分全てに設置されている世帯の割合となっております。

次に、（２）設置の推進についてでございますが、職員が戸別訪問する調査をはじめ、事業所での消防訓練、救急講習会及び産業まつり等の催し物開催時に広報活動をしております。そのほかには新聞へのチラシ折り込み、広報あさひ及び旭市ホームページへの掲載による設置の啓発及び推進等で市民の皆様に呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から、２の旭市国民保護計画について回答いたします。

まず、（１）計画の概要についての項目で、旭市国民保護計画の目的と概要についてお答えいたします。

旭市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき策定した計画であります。国民保護法においては、国は武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小とすることを目的としております。この目的に基づき、旭市においても平成18年度に旭市国民保護計画を策定したところでございます。

計画の概要といたしましては、弾道ミサイルなどの武力攻撃事態やテロ行為などの緊急対処事態を想定した備えと対処及び復旧について定めております。具体的には、市長を市国民保護対策本部長とした組織体制の確立や、防災行政無線等を使用して警報や避難指示などの情報を伝達する方法、弾道ミサイルにおいて、屋内や地下へ避難するなどを示した避難実施要領、被害を受けた施設及び設備の復旧などについて定めております。

続いて、（２）国民保護協議会について、国民保護協議会の目的とメンバーについてお答えいたします。

旭市国民保護協議会は、市の条例により設置されているものでありまして、市長が旭市国民保護計画を作成または変更するに当たり、幅広く住民の意見を求め、関係する者から意見

を聞くため、国民保護法に基づき組織されたものであります。市長からの諮問の受け皿としての義務設置でございます。市長が会長となり、委員は、国の職員、自衛隊員、県の職員、中央病院や東電など関係機関の職員23名で構成されています。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは、3番の定住促進についての（1）新規就農支援について回答させていただきます。

新規転入農業者の支援制度についてですが、この制度は、旭市外から市内に転入し、新たに農業経営を行う45歳未満の方を対象とする市の単独の支援制度です。

補助の内容は、農業経営に必要な農業機械の購入や施設を取得した場合に、かかった費用の2分の1以内で、50万円を限度として補助するほか、農地を借りた場合に10アール当たり2万円以内で、最大1ヘクタールまでの20万円を限度に補助するものでございます。

なお、この支援制度は、国が新規就農者向けに制度化しております農業次世代人材投資事業と併せて補助を受けることも可能でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから大項目3、（2）お試し定住についてのご質問にお答えいたします。

県内の状況を見ますと、人口減少が進んでいる県内3市2町がお試し移住事業に取り組んでおります。内容につきましては、一定の期間、移住希望者に貸し与え、移住生活を体験していただいて、市のよさを感じていただくというものでございます。

現在、市ではその受け皿となる空き家等の情報について把握しておりませんので、体験に適した空き家の有無やニーズ、事業の効果など近隣の状況も参考にしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは4項目めの企業誘致について、（1）と（2）についてお答えいたします。

初めに、進出企業への優遇措置について、ご質問のありました現在市で行っています企業

への優遇措置の状況並びに他団体と比較しての状況についてお答え申し上げます。

現在、市の制度としましては、旭市企業誘致条例に基づく奨励措置を行っております。市内全域を対象としまして、固定資産税の課税免除の措置が5年間ございます。主に製造業などが対象となっておりますが、鎌数工業団地につきましては、研究所施設も対象となっております。また鎌数工業団地やさくら台工業団地等につきましては、排水処理施設の設置、緑化事業に対する助成も行っております。

さらに、制度資金を活用しての利子補給制度も現在市で行っておりますので、それらも優遇措置と考えております。

県内では複数の団体で固定資産税の減免を行っております。しかし、該当要件が本市より高くなっております。従業員数や投下固定資産総額の最低額が高くなっており、本市の制度は有利と考えております。

続きまして、(2)のふるさとテレワークの推進について、ご質問のありましたふるさとテレワーク事業の事業内容についてお答え申し上げます。

ふるさとテレワーク事業につきましては、地方創生の重要課題でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略において、2020年時点で東京圏から転出・転入を均衡させ、東京一極集中の流れをとめることを目標に、平成27年度に地域実証事業を行い、平成28年度からは補助事業としてスタートしております。

この事業を推進することによりまして、都市部から地方への人や仕事の流れの創出、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの向上や地域の活性化に貢献し、地方創生などの実現を目指すものでございます。

具体的な事業としましては、地方のオフィスに都市部の企業の従業員が移動し、都市部の業務をテレワークで行うことや、子育てや介護を理由に地方へ移住を希望する従業員や個人が、テレワークで都市部の仕事を行うことです。また都市部の一部を地方で行うことにより、地方での雇用の創出が考えられるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、住宅用火災警報器についてであります。

まず、設置状況についてですが、お伺いしました。条例適合率で43%ということで、やはり進んでないのかなというふうに思いますが、旭市のこの現況ですが、全国平均と比べてど

うなのか、設置率、条例適合率ともにお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） ただいまの旭市の状況、全国平均と比べてどうかという質問に対してお答えいたします。

平成29年の全国調査結果はこれからとなります。ですので、平成28年の調査結果をご説明します。平成28年6月1日時点での全国の設置率は81.2%でございます。条例適合率は66.5%、千葉県の設置率は77.6%、条例適合率65.1%となっております。旭市は全国平均と比べまして、設置率で7%、条例適合率で約23%低い結果となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） やはりかなり進んでない現状なのかなというふうに思います。これは（2）番のほうに入りますが、こうした設置が進まない理由というのはどの辺りにあるのかお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 設置が進まない理由についてでございますが、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから間もなく10年が経過します。アンケート等調査によりますと、住宅用火災警報器について、一般的な認知度が高いと言えます。しかし、設置するに当たり金銭的負担がある、自分の家は大丈夫、火災となったら逃げられるというような意見があり、火災に対する認識の低さが要因ではないかと思われます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今回の火災でありますけれども、地域あるいは同級生の子どもたち、特に思春期の子どもたちでありますので、大きな動揺、ショックを与えております。ここでやはり大人が何らかの責任ある行動と結果を示す必要があるのではないかと改めて思います。改めて全家庭の警報器設置の必要を感じる次第であります。全国の例を見ますと、高齢者世帯への設置に対して市町村が補助するという事例はありますが、私は、一歩進めた上で、全戸設置に向けた補助制度、これを検討してはどうかと思います。市民の安全・安心の確保について、ほかにぬきんでるという意味でも市長、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 火災により昨年は5名の高齢者の方が亡くなりました。そしてまた、去る6月5日の火災では3名の方のとうい命が犠牲になったところであります。私も三十数年という消防団活動をやってきたわけでありまして、こんなにも一度に亡くなったという事例は経験したことがなかったわけでありまして、本当に痛ましい、悲しい事実、現実を見せつけられた、そんなように思っているところであります。

住宅用火災警報器があれば、早期に発見して被害を最小限度にとどめることはもとより、とうい命を火災から守るために本当に役に立ったのかなと、そんなような改めて感じているところであります。旭市における住宅用火災報知器の設置率が伸び悩んでいる背景には、諸般の事情があると思いますが、まず市民の皆さんに住宅用火災警報器の重要性を知っていただくことが大事だと、そんなように考えているところであります。

設置率の向上と住宅火災による犠牲者をなくすためにも、住宅用火災警報器設置に対する補助制度について早急に検討して、導入の方向に向けて考えていかなければと、今そんなふうに考えているところでありまして、これからそういったものを準備していきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。前向きな回答をいただけたなというふうに思っております。本当に命のことですとありますので、もしも全戸対象がすぐということが難しいのであれば、例えばですが、区や自治会等での共同購入に対して補助を設けると、そういったこともできるのかなと思います。各個人が点々と補助を使ったにしても、点々と導入、設置する場合に比べて、そのエリア、面でまとめて地域で防災力を高めることができると、そういった利点もあるのかと思います。前例はありませんけれども、そういった共同購入に対する補助というのも一考かなというふうに思わせていただきます。いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにいろいろ補助の方法についてはあろうかと思います。その点も含めてよく検討しながら、区単位でやるのか、自治会、干潟地区の消防防災自治会というものもつくってありますし、そういった部分でやるのか、そういった方法としてはこれから十分検討しながら、最善の方法で補助事業として取り組んでいきたい、そのように思っております。

すので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。できるだけ早目の導入されますことをお願いいたします。

続きまして、大きな2番の国民保護計画について再質問させていただきます。

こうした市のレベルで計画を持って、危機事態を想定しているということ、これを知らない方というのは多いのかなと思います。いたずらに危機感をあおる必要はないとは思いますが、周知の必要はあると思います。計画において想定する危機の種別、また避難等の対応がどの部署が当たるのか、そこについて伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、危機の種別ということでございますが、旭市国民保護計画においては、千葉県国民保護計画に準じて、ゲリラ、特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態と、多数の人が集合する施設での爆破や化学兵器を使用したテロ行為などの緊急処理事態の2点を想定しているところでございます。

また、対応はどの部署が当たるのかという質問でございますが、事態発生時における初動時の住民の避難につきましては、災害時と同様に、関係機関と連携しながら市や消防本部が指示を行い、対応することとなります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 初期対応については、ふだんの防災体制と同じところだと思いますので、日ごろからの防災体制の強化というのは、そのまま危機事態にも対応できるのかなというふうに思います。

ところで、弾道ミサイルの発射など明らかな武力攻撃事態の場合と、原因がすぐに特定できないような場合、例えば一般的な災害あるいは事故なのか、武力攻撃やテロによるものなのか、そういった即時の判断が困難である場合というものもあるかなと思います。そうした意味で、災害対策基本法あるいは防災計画との関係がどのようになっているのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、その被害の原因が武力攻撃事態などによるものと明らかになる前でも、市では災害対策基本法、地域防災計画に基づく災害対策本部を設置して、住民の避難指示等の必要な応急措置を行うこととなります。その後、被害の原因が武力攻撃事態などによるものと政府において事態認定が行われた場合には、災害対策本部を廃止して、同時に国民保護法に基づく対策本部を設置して、国の方針に基づく措置、これは内閣府からの指示でございますが、国の方針に基づく措置を実施することとなります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、日ごろからの防災力の強化というのが、またこういった時の対応にもつながってくるのかなと思いますが、昨日、林晴道議員の質問でJアラートの周知等を総合防災訓練の中で行うという答弁がありました。よく言われるとおり、訓練でできないことは本番でできないわけでありますので、万が一もないことを願うものではありますけれども、そうした危機事態に、あるいは武力攻撃事態に対応する訓練というのにも必要なのかと思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えをさせていただきます。

今、高橋議員からお話ございましたように、昨日、林議員へのJアラートについての質問でもお答えさせていただきましたが、今年度から総合防災訓練において、弾道ミサイルを想定した対処訓練を行ってまいります。具体的には国民保護に係る有事サイレンを再生し、自衛隊によるミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるための対処行動の説明やデモンストレーションなどを予定しており、今後、突然警報が流れた時に適切な対応ができるようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番の定住促進のほうに入らせていただきます。

全国6位の農業を維持、発展させる意味でも、農業の担い手不足対策として、一つには農

地集積による大規模化、効率化による1人当たり面積の拡大と、もう一つ考えられるのが、やはり市内外からの新規就農の促進であろうと思うわけですが、支援策とともに、新規就農者募集を市外、県外にPRすべきと思いますが、本年度の転入就農者の目標の設定、また今後どのようにPR、プロモーションを行っていくのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 新規転入農業者の目標値についてですが、平成29年度は3件を見込んでおります。

次に、外に向けてどのようにPRしていくかということでございますけれども、既に広報あさひ及び市のホームページには掲載をしているところです。今後は千葉市や都内で開催される新規就農者向けの相談会に参加してPRしたいと考えております。今までは房総地域や圏央道の内側が人気で、県の北東部はあまり人気がありませんでしたが、この新規制度をもって各地で開催される相談会に積極的に参加し、PRをしてまいりたいと考えております。またインターネット上の移住支援サイトに登録をいたしまして、広くPRしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ積極的なPRを、旭市の魅力を発信していただきたいなと思います。県のほうでは新農業人・実践農場研修モデル事業ということで、地域の関係機関が協力して、空き農地あるいはハウス等を利用して、新規参入希望者の研修から就農定着までの一連の支援を行う、そうした場合の助成を行っているようであります。こうした就業希望者の技術、ノウハウ習得等についての補助事業について、実態がどうなっているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 就農予定者の技術習得等の補助事業であります新農業人・実践農場研修モデル事業の実態についてですけれども、県のほうに確認しましたところ、平成28年度にこの事業を行った市町村は、成田市、君津市、長南町で、海匝地域での実績はありませんでした。海匝地域でこの事業の取り組みが進まない理由の一つといたしまして、畜産も含め、作物の種類が多い中、新規就農者が希望する作物が分からない状況で、事前に研修用の

農地や施設を用意しておくことの難しさがあると思います。このようなことから旭市では、新規就農者がいらした場合には、海匠農業事務所を通じて、新規就農者が希望する作物を指導できる市内の千葉県指導農業士等を紹介させていただくことで、研修等の対応を行っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） やはり実際の就農に当たっては、ノウハウの習得が高いハードルになるのかなと思いますけれども、国・県の制度利用というだけではなくて、中には市独自で先輩農家での研修のマッチングを行うといった事例もあるようですので、この辺りの支援をさらに強化していただければと思います。

このまま（２）のお試し移住の再質問に入ります。

お試し移住、お試し定住と言われる時もあるみたいですが、これについてはこれから検討ということですが、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの転入就農に絡むんですが、移住して新規に農業を行おうとすると、このハードルを少しでも低くするためには、お試し移住と農業体験、就業体験といったものを組み合わせることで、転入・就農へのステップになると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） お試し定住と農業体験の組み合わせについてですが、旭市では都市農漁村交流協議会が行う「幽学の里で米づくり交流」事業で、田植えや草取り、稲刈り等の農業体験を実施しておりますので、参加していただければ、これは初歩的なものなんですけれども、農業体験をしていただくことができます。また初歩的な農業体験につきましては、今後希望者が多くなるようでありましたら、農業団体等にも働きかけてまいりたいと思います。

次の段階といたしまして、就農に結びつく体験となりますと、お試し移住をしていただくにも、ある程度長い期間が必要となりますし、受け入れる側の農家につきましても、防疫を含め農家の負担を考える必要がございます。近年、新規就農された方につきましては、かなり高いレベルの就農意欲を持っておりまして、その意欲を買って専業農家が受け入れている状況がありますので、そういった面も含めて研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今申し上げたお試し移住と農業といった組み合わせ以外にも、例えばお試し移住とサーフィンですとか釣りといった旭市ならではのライフスタイル、そういったものを提案というのもできるのかなと思います。開設が予定されています旭市のプロモーションサイトなどでこうした発信を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） お答えします。

今年度、シティプロモーション専用のウェブサイトを構築する予定です。内容的にはまだ検討段階ですが、市外の方が旭市に魅力を感じ、移住・定住に結びつけることのできるよう、市のさまざまな情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今年度ウェブサイトを完成ということにして、ぜひ結果の出せる、具体的な結果の出るサイトになることを期待します。

総務常任委員会でせんだって視察しました旭川市では、ネットでのPRに加えて、移住に関するワンストップの窓口を設けて、移住ツアーを組んでいます。そして市内の暮らし、商店や買い物、病院、レジャー、そうした案内を行っています。旭市では現状、旭市に住んでみたいという移住希望者にとって、相談窓口も明確になっておらず、どこに問い合わせればいいかというのが分かりにくい現状なのかなと思います。少なくとも今後ニーズに応じた相談ができる担当窓口を設定すべきと思いますが、いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） お答えします。

移住・定住の担当窓口についてのご質問ですが、現在、お試し移住の相談事業は行っておりませんが、当面、企画政策課が中心となって検討してまいりたいと思っております。移住希望者のニーズ等ありますので、それに応じた相談が可能になるような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ窓口の設定をお願いしたいと思います。さまざまところのそういった定住促進策というのを見てまいった次第ですけれども、各市町村、本当に試行錯誤しているところだと思います。箱ものをつくってというのは非常にリスクも高いのかと思います。まず、例えば旭市でしたら、民宿等への茅野市で今行っていますような宿泊補助と市内のガイドツアーを組み合わせるとか、そういったことで新しく施設の必要もなく取り組むこともできるのかと思いますので、そういったことも含めて研究、検討を進めていただければと思います。

続きまして、4番の企業誘致についてでございますが、これも定住促進に絡むんですが、定住促進、またIターン、Uターンの促進を図る上で雇用の確保、これは必須の課題であると思います。現在の進出企業の業種別の企業数、面積、雇用者数について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、工業団地への進出企業の状況、業種別の企業数、面積、雇用人数等についてお答えいたします。

初めに、あさひ鎌数工業団地につきましては、進出企業が40社、面積にしまして78万平方メートル、従業員数は約1,500人でございます。業種別の企業につきましては、製造業が16社、太陽光発電4社、食品等の加工業者が7社、貸し倉庫、配送センター、運送業が13社となっております。

続きまして、干潟のさくら台工業団地につきましては、進出企業が5社、面積は25万平方メートル、従業員数は600名でございます。業種別の企業数につきましては、製造業が4社、貸し倉庫業が1社となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） では、平成28年度の申請と実績のそれぞれの件数、また固定資産総額に対する免除額が幾らなのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、28年度の状況で申し上げます。

平成28年度におきましては、申請を受けた企業誘致奨励措置を行った件数につきましては、9件でございます。投下固定資産総額につきましては、約53億4,800万円でございます。平

成29年度の課税免除税額につきましては、約4,200万円となっております。また排水処理施設整備及び緑化事業に対する奨励金は3件で、770万円となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） このまま（2）番のテレワークのほうに入りたいと思いますが、ICTの発達によって、さまざまな働き方、あるいは事業所のスタイルというのは可能になってまいりました。必ずしもオフィスが都会になくても、同様の仕事が地方でも可能な時代になってきたわけですが、生活コストの安い、しかも食と環境に恵まれた旭に住みながら都内の企業に勤務する。こうしたことも仕事のスタイルによっては可能になってきたわけであります。このふるさとテレワーク、平成28年度の本市の状況、また全国の採択数についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、お答えします。

初めに、本市の状況についてお答えします。平成28年度事業で飯岡地区に1社の企業がこの制度を利用しまして業務を行っているところでございます。東京本社と飯岡オフィス間でビジネス・プロセス・アウトソーシング業務やシステムの開発業務などを行っております。

また、今後は観光関連の情報発信や最先端ITテレワークショールームの開設準備も進めていくと思われます。

全国につきましては、昨年度23件が採択され、ふるさとテレワーク環境を構築し、地域の活性化に貢献していると思われます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 国としては、今モデル事業を全国に立ち上げて、最終的には各地域で頑張っていきなさいよと、そういうふうになっていくのかなと想像できるわけですが、首都圏へのアプローチもそれほど不便ではない、こうした旭市のメリットだと思います。今後、ふるさとテレワーク推進に見られるような企業の支社機能あるいはサテライト事業の地方展開といったものに対して、積極的に誘致を進めていくべきと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 昨年度から実施しておりますが、ふるさとテレワーク推進事業を限定したものではございませんが、県の事業でございまして、昨年度幕張メッセで実施されましたマッチングカフェに参加してございます。これにつきましては、首都圏等に本社機能がある会社に、地方に進出意欲のある企業に対しまして、本市の豊かな自然と食材、医療福祉・住環境の充実を中心としたPR活動を積極的に行ったものでございます。

また、今年度も同様に県の事業に参加しまして、積極的に誘致活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 工業団地がいっぱいになってきた以上、次の策に移らなければいけないのかなと思いますけれども、現在の優遇措置そのものが、どちらかというと製造業を中心としたものである、そのように受け止められます。ふるさとテレワークが想定するようなIT関連の企業とソフト系の事業にも対象を拡大できるような検討を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員おっしゃるように、現在本市の企業誘致につきましては、製造業を中心に行っております。先ほども議員の質問の中にありましたように、工業団地の分譲が終了したことに伴いまして、今後はふるさとテレワークなどの企業の一部の移転やソフト事業関連の進出が予想されることもありますので、国や県など他団体の状況を注視して研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ先手を打って、迎え入れられるような準備を進めていただきたいなと、そのように思います。

最後に、市長のデュッセルドルフ訪問についてであります。非常に現場の空気感、とても歓迎されたものであったなというふうな受け止められました。今後2020年に向けて、さまざまなクリアすべき段階があると思いますので、どのように話を進めていくのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（加瀬英志）** 今後どのように進めていくかについてですが、まずはドイツ卓球連合との覚書を取り交わし、口頭だけでなく書面で約束を取り交わしたいと考えています。さらに、ドイツ卓球チームの事前キャンプの実施が本決定する際、選手人数や費用負担など詳細に記載した協定書、こちらの締結を進めていく予定です。

また、事前キャンプだけでなく、2020年を迎えるまでの間につきましても、従来の千葉県とデュッセルドルフ市のスポーツ交流における卓球競技の受け入れを今まで以上に内容を充実して実施したり、日本人オリンピックの講演会、こういったものを開催したりする予定です。さらには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、ドイツとの交流を継続していくことで、事前キャンプ地誘致を契機に、さらなるスポーツ交流、文化交流、また人的交流につなげていきたいと考えています。

以上です。

○**議長（佐久間茂樹）** 高橋秀典議員。

○**2番（高橋秀典）** やはり今回つないでこられたドイツとの人と人との絆というか、それが今後の基盤になってくるのかなと、そのように思わせていただきます。

ところで、世界ジュニア選手権の代表選手選考大会あるいは日独交流事業、これは確認ですが、今年度も予定どおり行われるのかお伺いします。

○**議長（佐久間茂樹）** 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（加瀬英志）** まずは世界ジュニア卓球選手権ですけれども、この世界ジュニア卓球選手権大会日本代表選手選考会というのは、先月ドイツで開催されました世界卓球選手権大会で大活躍しました張本智和選手、また平野美宇、伊藤美誠選手など、現在の日本代表選手が数多く出場している大会です。18歳以下の卓球競技における登竜門的な選考会となっています。過去の開催状況についてですけれども、旭市においては平成23年度から平成25年度の3回、こちらは女子の選考会、また平成26年度から28年度まで3回、男子選考会を旭市総合体育館にて開催しております。

今年度についてですけれども、男女の開催が決定しております。9月16日の土曜日、また17日の日曜日、この2日間に開催を予定しており、最大24名の選手が出場する予定です。

次に、日独交流事業です。日独交流事業は平成17年から続いている千葉県とドイツ・デュッセルドルフ市の交流事業の中の一つとして、卓球交流については千葉県における会場を旭

市で実施しているものです。この交流事業は、日本へドイツの子どもたちがやってきた次の年は、千葉県の子どもたちがドイツへ訪問し、相互交流を実施しているものです。

卓球交流について申し上げますと、平成20年度から始まり、旭市においては今までに平成21年度、平成26年度、平成28年度の3回受け入れを行いました。旭市で受け入れを行う際には、卓球だけではなく陶芸体験、折り紙体験など日本文化にも触れさせ、大変好評を得ているところです。

日本へやってくる子どもたちはボルシア・デュッセルドルフというクラブチームに属しており、このチームはドイツ代表選手も所属しているなど、ドイツ国内はもとより、ヨーロッパでも有数のクラブチームとなっております。千葉県の子どもたちがドイツへ訪問する際、このボルシア・デュッセルドルフにお世話になっております。これまでにドイツに訪問した旭市内の子どもは3名です。また今年度も1名ドイツへ訪問する予定となっております。

今回、ドイツ卓球チーム事前キャンプ地誘致の成果は、この日独交流事業において、ボルシア・デュッセルドルフから旭市を高い評価していただいていることも影響していると考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 非常に楽しみになってまいりました。ぜひ全市を挙げてウエルカムの体制をとっていきべきかなと思ひまして、お願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 1分